

ICカード不正使用に関して申し入れ！ 不正を発生させた**背後要因**を検証せよ！

4月26日本部は、4月17日にマスコミが報じたICカード（ICOCA）の不正使用について申し入れを行いました。この不正に対して、実行行為を行った社員には30日の出勤停止が発令される一方で、管理責任として営業助役には戒告が駅長には訓告が発令されました。

現在、会社は関係する社員として、関東は私鉄との間、関西はJR西との間で不正がなかったのか、社員に対して事情聴取をしています。

東海旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 山田 佳臣 殿

JR東海労申第34号
2010年4月26日

JR東海労働組合
中央執行委員長 鈴木 富雄



ICカード（ICOCA）不正使用に関する申し入れ

4月17日、マスコミ各社は「三重県桑名市のJR桑名駅などに勤務していたJR東海の社員7人がIC乗車券（ICOCA）を不正に使用し、出勤の際などに近鉄線は無賃乗車していたことが分かった。7人は「運賃を浮かせるためにやった」と話している」とセンセーショナルに報じた。

また、「JR東海は今年2月に不正を把握、近鉄に謝罪し、7人を処分したが公表していなかった。非公表の理由について、JR東海広報部は『社内調査を継続中だったため』としており、ほかにも同様の不正がないか調べるといふ」とも報じている。

この不正については、労働組合としても大変遺憾である。しかし、その対処が単に実行行為を行った社員への処分だけでは本質的な解決にはなり得ないと考える。不正を発生させた背後要因や職場の土壌などについても検証して行く必要がある。更に、企業のコンプライアンスの観点からも積極的な情報開示が必要であると考え、よって、下記の通り申し入れるので、誠意を持って対応すること。

記

1. ICカードの不正使用に関して全容を明らかにすること。
2. 管理責任として厳正に処分を行ったとしているが、実行行為を行った社員は30日の出勤停止、営業助役は戒告、駅長は訓告であり、この処分の量定について見解を示すこと。
3. 不正を発生させた背後要因についての見解を示すこと。
4. ICカードの使用に関する教育実態を明らかにすること。
5. 再発防止対策を明らかにすること。
6. コンプライアンスの観点から積極的に情報開示を行うこと。

以上

企業コンプライアンスの確立へ！
積極的に情報を開示せよ！